

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見

郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

※住所、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

※氏名欄は、企業・団体の場合、企業・団体名、部署名及び担当者名を記載。

該当箇所	P7 19行目～P27 15行目
意見内容	「犬又は猫」を「動物」とする
理由	犬猫に限られるものではない

該当箇所	P8 14行目（イ）～
意見内容	「ケージ等」を「寝床、休息場」「寝床、休息場、運動スペース」とし、寝床、休息場には動物が重要な行動ができる十分な広さ、動物の主たる活動時間内は常時運動できる広さ、重要な行動ができる設備を設置する
理由	一時的の定義を明確にし、概ね半日以内とすべき。一時的であっても自然な姿勢や動作はできるようにしなければ、保管ではなく拘束になる 案のケージ等の規模はほぼ動物の大きさと同じであり（頭、尾など含め）、運動は全くできず、動物の心身の健康を維持するには不十分なサイズであるため、動物の活動時間は常時運動スペースが利用できる必要がある

該当箇所	P8 19～35行目
意見内容	犬のケージは縦の長さを体長の3倍以上、横を2倍以上、高さを体高の3倍以上とし、猫は縦を体長の2.5倍以上とする 子犬子猫は歩行が可能になった時点で親と同じ方法で算出する
理由	犬猫が壁にぶつからずに自然な行動を取り、排せつ場所と分けられるようにする

該当箇所	P9 24～25行目
意見内容	一時的な保管であっても常時飲水可能にする
理由	自由な飲水は常時必要

該当箇所	P9 26～27行目
意見内容	「並びに飼養期間」を削除
理由	飼養期間の長短に関係なく必要

該当箇所	P9 30～31行目
意見内容	習性に応じて排せつ用のスペースを設けることを追加
理由	決まった場所に排せつする動物への配慮が必要

該当箇所	P10 4～5行目
意見内容	56日を経過した犬猫、繁殖の用に供することをやめた犬猫は、販売用の成犬・成猫と同じ扱いにする
理由	56日後は法的に親から離せるほど成長している。繁殖の用に供さなくなった犬猫も飼育に同じだけ手間がかかる

該当箇所	P10 8行目の後
意見内容	犬猫以外の動物に関する員数の基準を犬猫の規定を指標とした形で盛り込む
理由	犬猫以外の動物にも規定が必要

該当箇所	P11 1～2行目
意見内容	「必要に応じて」を削除
理由	独自の措置で終わらせず必ず獣医師による診療を受けさせるべき

該当箇所	P11 11～17行目
意見内容	展示動物の飼養保管基準にある内容（適切な展示時間）を追加する
理由	明記すべき重要なことである

該当箇所	P11 20～22行目
意見内容	展示を行わない時間は「最長で」6時間とし、運動できる時間も設ける
理由	6時間ごとに限定する必要はなく、1時間ごとでもいい

該当箇所	P11 23行目～P12 8行目
意見内容	輸送の頻度をできる限り少なくし、計画的な輸送をすべきことを追加 下痢、おう吐、四肢の麻痺等はすぐさま獣医師の診断を受けさせ、観察されるべきものとして動物の通常とは異なる行動を明記すべき 展示業も対象に追加
理由	輸送は動物に負担がかかり、輸送時又は輸送後に死亡するリスクは大きい

該当箇所	P12 14行目
意見内容	希少な動物の除外削除
理由	希少さは理由にならない

該当箇所	P12 23～30行目
意見内容	犬猫の7歳に達した時点の除外規定を削除 猫の出産頻度を2年に3回までとする
理由	7歳に達した時点での出産回数を証明できない 照明による発情の調整がなされており、過剰な出産回数になりかねない

該当箇所	P13 9行目
意見内容	(哺乳類に属する動物に限る。)を削除
理由	哺乳類に限る根拠がない

該当箇所	P13 10～14行目
意見内容	展示業を追加
理由	移動展示の形態があるため

該当箇所	P13 12～13行目
意見内容	輸送から2日であることを明確にする
理由	何から2日なのか明記されていないのは不備

該当箇所	P13 38行目～P14 2行目
意見内容	捕獲した者の氏名又は名称及び所在地を追加
理由	捕獲された動物も販売されている

該当箇所	P14 23行目の後
意見内容	展示業者にも表示義務を追加
理由	展示業者に対する表示義務が存在していない

該当箇所	P14 34行目
意見内容	同居動物の組み合わせに配慮することを追加
理由	闘争で殺されるなどが発生

該当箇所	P14 36～38行目
意見内容	社会性を発揮できることを追加
理由	展示動物の基準の違反が多い

該当箇所	P15 14～16行目
意見内容	運動できない飼育を前提としたレの条項を削除
理由	運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をすること自体が許されないはずであり、運動スペースを必須とする必要がある

該当箇所	P15 17～18行目
意見内容	「1日あたり3時間以上」を「個々の動物の主たる活動時間内は常時」とする
理由	1日3時間では短すぎる

該当箇所	P15 35～36行目
意見内容	動物のストレス行動の確認と記録、改善の取り組みを追加
意見内容	飼育者は動物のストレス行動を認知し、改善を図ることを常に行い続けなくてはならない。アニマルベースメジャーの観点を取り入れるべきである

該当箇所	P16 10～13行目
意見内容	正当な理由なく顧客等に動物に触れさせないことを追加 顧客と一対一の対応ができる従業員数を確保する 常時飲水、休息など福祉を確保する
理由	人獣共通感染症予防、厚生労働省の「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」との整合性をとる 動物の不適切な取扱い、暴力、乱雑な扱い、福祉のない状況が多発している

該当箇所	P17 5行目
意見内容	「生産地」を「生産者」と正す
理由	「生産地」とは繁殖者名等を指すとのことだったが、誤りが横行している

該当箇所	P17 28行目～
意見内容	第一種と同様の修正を反映 「努めること」となっている個所は義務とする
理由	第二種でも問題が発生しており、同様の基準が必要